

## 貸付けのごあんない

### 1 この資金は…

- 都内に6か月以上(※)お住まいの配偶者がいない女性で次のいずれかに該当する方への貸付金です。
    - (1) 親、子、兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし)
    - (2) 年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのあ  
る方又は婚姻歴のある40歳以上の方  
貸付けが自立につながると判断され、償還(返済)の計  
画を立てることができる方が対象となります。
  - 修学・就職・転宅等、目的により11種類の資金に分かれており、必要な額を各資金の  
限度額内でお貸ししています。
  - 女性本人が就学するための資金をお貸しすることができます。  
(詳細は中面「4 資金一覧」をご覧ください。)
- (※1) 修学・就学支度資金は、申請時点で都内にお住まいの方も対象になります(女性が扶養している子等が貸付利  
用対象者の場合)。また、転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。  
(※2) 「母子及び父子福祉資金」の貸付けを受けている方及び受けることができると認められる方は、対象外です。

東京都・市は、女性の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。

### 2 償還(返済)について

この資金は、借り受けた皆様からの償還金が、他の女性の皆様に貸し付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。

### 3 償還(返済)方法

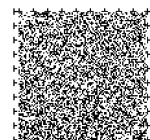
各資金ごとに設定されている償還期限内に元利均等払い(年賦・半年賦・月賦のいずれか)となります。償還期限は不測の事態の場合も含め、この期間まで延長できる最長の期間であり、当初の償還計画はこれより短い設定をお願いします。  
(各資金の償還期限は中面「4 資金一覧」をご覧ください。)

※就学支度資金や修学資金を借り受けた後、令和2年4月1日から実施されている高等教育の修学支援新制度による支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、貸付額のうち、新制度による給付に相当する額について、それぞれの給付を受けた日から6か月以内に償還していただく必要があります。

### Women's Welfare Loans

In order to promote financial independence and welfare of women who have no husbands, loans for eleven different purposes, such as starting new business, completing school education, living expense or relocation, are available with or without interest.

For further information, please contact your local municipal office.





# 4 資金一覧

(令和5年4月1日現在)

資金の種類			貸付けの条件			主な添付書類
資金の名称	貸付利用対象者	貸付金の内容	貸付限度額 (この金額内で必要額を貸し付けます。)	据置期間	償還期限(最長) ※据置期間経過後	
事業開始資金	女性	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,260,000円	貸付けの日から1年間	7年以内	1 事業計画書 2 事業資金見積書 3 申請者本人名義の官公庁の許認可書の写し (許認可を必要とする事業の場合) 4 金融機関の発行する預金の残高証明書 5 戸籍の身分証明書 6 現事業を明らかにする書類 (事業継続資金の場合) 7 保証意思宣明公正証書の写し (保証人を立てる場合) 8 その他必要な書類 (詳しくは窓口にご確認ください。)
事業継続資金	女性	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,630,000円	貸付けの日から6か月	7年以内	1 合格通知書等の入学(入所)予定を明らかにする書類 (入学(入所)後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学(入所)許可書の写し) ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し
*1 技能習得資金	女性又は女性が扶養している子等	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中 (5年以内) 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円 (子が貸付利用対象の場合は、子が高校3年在学時のみ)	習得期間満了後1年間	20年以内	1 就職決定(見込)書の写し 2 自動車の購入費用の見積書 (通勤のために自動車を購入する場合)
就職支度資金	女性又は女性が扶養している子等	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000円 通勤のために自動車を購入する場合 340,000円	貸付けの日から1年間	6年以内	1 医療を受ける期間及び概算医療費(自己負担となるもの)を記載した医師又は歯科医師の診断書 2 医療費の請求書及び当該医療が行われた時期を明らかにする医師等の証明書 (申請以前に受けた医療について貸付を受ける場合) 3 当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
医療介護資金	女性又は女性が扶養している子等	医療又は介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合) ※介護分は女性のみが対象です。	医療 340,000円 特別(所得税非課税世帯の方) 480,000円 介護 500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	5年以内	1 合格通知書等の入学(入所)予定を明らかにする書類(入学(入所)後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学(入所)許可書の写し)(技能習得期間中に貸付を受ける場合)※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類又は介護を受ける期間を確認できる書類(医療介護期間中に貸付を受ける場合) 3 公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は退職辞令等の離職等を証明することができる書類(失業期間中に貸付を受ける場合)
生活資金	女性	1 技能習得期間中(貸付期間5年以内)の生活を維持するために必要な資金 2 医療又は介護を受けている期間中(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)の生活を維持するために必要な資金 3 失業している期間中の生活を維持するために必要な資金(ただし、離職した日の翌日から1年以内)	1の技能習得期間中 月額141,000円 2又は3の期間中 月額108,000円	習得期間満了後6か月 医療又は介護期間満了後6か月 失業貸付期間満了後6か月	20年以内 5年以内 5年以内	1 住宅の建設、購入、増・改築(補修・保全)計画書及び見積書 2 当該住宅の所有関係を明らかにする書類(建設、購入以外の場合) 3 建築確認済証の写し(増・改築の場合は、十平方メートル以上)
住宅資金	女性	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	貸付けの日から6か月	6年以内 7年以内	1 転居先を明らかにする書類 2 移転費用の見積書
転宅資金	女性	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金(貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合です。契約前に、新居住地の窓口にご相談ください。)	260,000円	貸付けの日から6か月	3年以内	1 婚姻の予定を証明する書類 2 必要経費を明らかにする書類
結婚資金	女性又は女性が扶養している子等	婚姻に際し必要な資金	310,000円	貸付けの日から6か月	5年以内	1 入学通知書又は合格通知書の写し(在学中の場合は在学証明書) ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し
*1.2.3 修学資金	女性又は女性が扶養している子等	高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、食費、教科書代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	学校・学年別貸付限度額(右ページ)をご覧ください。	貸付けによる修学終了後6か月	20年以内	1 入学通知書又は合格通知書の写し ※入学後、在学証明書等も提出していただきます。 2 所得税が非課税又はこれと同等程度であることを明らかにする書類(小・中学校入学の場合) 3 入学金等の額を明らかにする書類の写し
*3 就学支度資金	女性又は女性が扶養している子等	小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方)  高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(受験料、入学金、制服代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	小学校入学者 64,300円 中学校入学者 81,000円 専修学校(一般課程)又は公立の高等学校若しくは専修学校(高等課程)に入学する場合 160,000円 私立の高等学校又は専修学校(高等課程)に入学する場合 420,000円 国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 420,000円 私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 590,000円 国公立の大学院に入学する場合 380,000円 私立の大学院に入学する場合 590,000円 各種学校(学校教育法以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。)に入学する場合 282,000円	中学卒業後6か月  貸付けによる修学終了後6か月	20年以内	1 入学通知書又は合格通知書の写し ※入学後、在学証明書等も提出していただきます。 2 所得税が非課税又はこれと同等程度であることを明らかにする書類(小・中学校入学の場合) 3 入学金等の額を明らかにする書類の写し

\*1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に修学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になります。  
 \*2 修学資金の貸付対象は、学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限ります。  
 \*3 修学資金及び就学支度資金の項中、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含みます。

# 修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額、単位：円)

学校等種別		学年別*1	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 中等教育学校 (後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程相当*2	132,000	132,000				
	博士課程相当*3	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)*4			52,500	52,500			

※児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合の限度額

学校等種別		学年別*1	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 中等教育学校 (後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	77,500	77,500			
	私立	自宅	84,500	84,500			
		自宅外	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	86,500	86,500			
	私立	自宅	86,500	86,500			
		自宅外	110,500	110,500			
大学	国公立	自宅	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自宅	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程相当*2	132,000	132,000				
	博士課程相当*3	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)*4			52,500	52,500			

- \*1 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
- \*2 修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程(専門職大学院)、一貫制博士課程前期相当分をいいます。
- \*3 博士課程相当とは、博士課程(博士医・歯・獣医・薬(6年制学部卒)学課程を含む。)、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいいます。
- \*4 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。

## 申込みに必要な書類

- 1 貸付申請書
- 2 戸籍謄本（申請者及び扶養している子等の戸籍が分かるもの）
- 3 世帯の全員に係る住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- 4 借受者・連帯借主・保証人の印鑑登録証明書
- 5 申請者及び保証人の収入を明らかにする書類
- 6 生活費収支内訳
- 7 資金の種類に応じ必要な書類（「4 資金一覧」をご覧ください。）
- 8 その他借受者等の状況や申込みの内容により必要な書類（相談時に各窓口でご確認ください。）

## 利子・保証人等（資金により取扱いが異なります。）

【女性が扶養する子等のための技能習得・就職支度・修学・就学支度資金の場合】

- 無利子
- 女性が借受者となる場合は子等が連帯借主となります。
- 女性の収入状況等により保証人が必要な場合があります。

【女性のための資金又は女性が扶養する子等のための医療介護・結婚資金】

- 原則、保証人を立てていただき無利子での貸付けとなります。ただし、収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、保証人を探す努力をしてもなお、困難であると認められる場合は、保証人を立てずに有利子での貸付けもできます（利子は年1%）。

※保証人の要件・運用は市により異なる場合があります。



## 5 相談・貸付けから償還(返済)までの流れ

相談

**必ず支払・契約前に、事前にご相談ください。**

必要な資金の内容、生活収支状況等について確認をさせていただきます。  
※相談窓口はお住まいの市等です。（「6 貸付け・相談の窓口」参照）  
※窓口で予約が必要な場合もありますので、まずはお電話ください。

申請

相談により資金の申請が適切と判断された場合は、  
**申請書と添付書類をご提出ください。**

審査

**貸付けについて、各相談窓口等で審査を行います。**

女性の収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳等により償還可能かどうか、保証人が必要かどうか、面談等により貸付けが自立につながるかどうか等を審査します。審査の結果、貸付けの目的を達成することが困難と認められるとき、計画的な償還が難しいとき、事業計画が適切でないとき等は、お貸できない場合があります。

貸付決定

**貸付けの可否について、ご本人様宛てに通知いたします。**

貸付決定された場合は、借用書をご提出いただき、償還の方法を決定いたします（修学資金ほか、卒業時等に償還の方法を決定する資金もありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。）。

資金交付

**交付請求書をご提出いただき、資金を交付いたします。**

### 継続資金について

修学資金ほか、貸付限度額が月額となっている資金については、分割して交付します。

⚠ 貸付中に、配偶者のない女子等でなくなった、退学したなど貸付対象でなくなった場合は、その後の貸付けはできません。  
また、貸付決定後に必要額が変更になった場合、減額申請や増額申請の手続きが必要な場合があります。これらの場合は、速やかに申出てください。

償還(返済)

貸付決定時又は卒業時等に決定した償還方法どおりに償還していただきます。償還金の納付方法等は窓口にお問い合わせください。

### 滞納した場合

償還金を滞納した場合、督促や催告があるほか、連帯借主、保証人への請求を行います。延滞利子の徴収（納付期限の翌日から収められた当日までの日数を計算し、元利金につき年3%）や一時償還請求、財産差押えの処分を受けることもあります。

必ず、納付期限内に償還してください。

⚠ 修学中など、支払猶予できる場合があります。  
詳しくは窓口にご相談ください。

償還完了

**償還完了後、借用書を返却いたします。**

申請を受けてから、資金を交付するまでは通常一か月以上かかります。  
**お早めに、まずはご相談ください。**

住所や連絡先等に変更があった場合には**必ずご連絡ください。**

